

両親のどちらか一方を被扶養者認定申請する場合のチェックリスト

父又は母の認定で、認定できない理由として特に多いものは下記のとおりです。
下記のうち一つでも該当する場合、認定申請する対象者が収入要件を満たしていても、認定できません。
申請前に確認してください。

チェック項目	チェック欄
父又は母が社会保険の適用（任意継続加入を含む）を受けている	
両親とも 60 歳以上で、二人の収入（年金収入を含む）を合算して 360 万円以上である	
両親のうち一方は 60 歳未満、もう一人は 60 歳以上で、二人の収入（年金収入を含む）を合算して 310 万円以上である	
両親とも 60 歳未満で、二人の収入（年金収入を含む）を合算して 260 万円以上である	
両親の合算した収入（年金収入を含む）が加入者の収入を超えている	
認定対象者（父又は母）の収入が加入者の収入を超えている	
認定対象者（父又は母）が加入者と別居かつ加入者から仕送りなどを受けていない （加入者が生計を維持していない）	

（注釈）

1. 年金は、老齢・退職の年金、遺族年金、障害年金、基金年金、企業年金など全て含みます。
2. 審査の結果、上記以外の理由により認定できない場合もあります。